

## 証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新		旧	
(注文の執行等)		(注文の執行)	
第12条	(現行どおり)	第12条	(省 略)
2	(現行どおり)	2	(省 略)
(1)～(6)	(現行どおり)	(1)～(6)	(省 略)
3	<u>第1項にかかわらず、金融商品取引所等のシステム障害により取引が停止され金融商品取引所等により当社の呼値が取り消された場合、お客さまから受付けた金融商品取引所等への注文について当社はあらかじめお客さまに連絡することなく次のとおり取り扱います。</u>		(追 加)
(1)	<u>東京・名古屋・札幌・福岡の各証券取引所における、執行条件のない注文（「成行」または「指値」注文）については、取引停止の解消後相当の時間内に執行します。</u>		(追 加)
(2)	<u>第(1)号の各証券取引所における執行条件付注文（「寄付き」、「引け」、「不成」または「引成」注文等）、または第(1)号の各証券取引所以外の金融商品取引所等における注文については、受付けた注文の取消を行います。</u>		(追 加)
4	<u>第1項にかかわらず、当社の責に帰すべきシステム障害により、当社が受付けたお客さまの注文について以下の各号に該当する場合、当社はあらかじめお客さまに連絡することなく、本来の注文内容に従って約定を訂正させていただくことがあります。ただし、当社受付前の注文は除きます。システム障害の発生の有無および発生時刻、復旧時刻は、当社判断によるものとします。なお、約定の訂正にはお時間をいただく場合があります。</u>		(追 加)
(1)	<u>本来約定すべき注文が約定していない場合</u>		(追 加)
(2)	<u>本来の注文内容に従って約定すべき価格よりも不利な価格で約定している場合</u>		(追 加)
(3)	<u>本来取消されるべき注文が約定している場合</u>		(追 加)
5	<u>単元未満株の注文について、単元未満株の取引を取次ぐ金融商品取引業者のシステム障害等の場合、当社は最良執行方針に基づいて、あらかじめお客さまに連絡することなく自ら相対売買を行う場合があります。</u>		(追 加)
	2022年4月		2021年7月

## 外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(個人データの第三者への情報提供に関する同意) ※太字に変更</p> <p>第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとし、</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）、<u>当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等が、マネー・ローンダリング、もしくは証券取引にかかる犯則事件への対応（予防を含む）、または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の諸法令または慣行等に基づく確認、調査等を行う場合</u> 当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等</p> <p style="text-align: right;">2022 年 4 月</p>	<p>(第三者への情報提供に関する同意)</p> <p>第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとし、</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引にかかる犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合</p> <p style="text-align: right;">当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関</p> <p style="text-align: right;">2020 年 8 月</p>

## 三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款 ご利用に際してのご注意事項 新旧対照表

新	旧
<p>①～⑦ （現行どおり）</p> <p>⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール 0120-17-3234 または 0120-03-2344）までご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">2022 年 4 月</p>	<p>①～⑦ （省 略）</p> <p>⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール 0120-17-3234）までご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">2020 年 8 月</p>

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」およびスマートフォンによる「スマートフォンサービス」</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 満18歳以上であること</p> <p>(3)(4) (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(本サービスの利用)</p> <p>第5条 本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号およびパスワード（お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。以下「パスワード等」といいます。）とお客さまの入力されたパスワード等とが一致することで本サービスを利用するうえでの本人確認ができたものとし、お客さまご自身のお取引等としてご利用することができます。ただし、オンライントレードについては、当社が追加の本人確認としてあるいはリスク管理の観点から必要と判断した場合、次条に定めるとおり、追加のパスワードが必要となる場合があります。</p> <p>2 本条第1項本文にかかわらず、お客さまがご利用の他のサービスと本サービスの認証連携手続き等をお客さまご自身で実施した際は、当該他のサービスのIDや他サービスパスワード等を利用することで本サービスを利用できる場合があります。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>(ワンタイムパスワード)</p> <p>第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ（以下「アプリ」といいます。）上の表示により、お客さまに通知します。</p> <p>2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。</p> <p>3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。</p> <p>(電子メール送信のご同意)</p> <p>第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。</p> <p>(1)(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第5条の2に定めるワンタイムパスワードの通知</p> <p>(4) 出金申込や振込先指定口座を含むお客さまによるご登録内容の変更時の通知</p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートフォンによる「スマートフォンサービス」およびスマートフォン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス※」</p> <p>※携帯電話サービスについては2021年9月末をもってサービスを停止します。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 成年者であること</p> <p>(3)(4) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(本サービスの利用)</p> <p>第5条 本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号およびパスワード（お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。以下「パスワード等」といいます。）とお客さまの入力されたパスワード等とが一致することで本サービスを利用するうえでの本人確認ができたものとし、お客さまご自身のお取引等としてご利用することができます。ただし、当社は、お取引に際し、かかる方法による本人確認に加え、次項に従いお客さまにご登録いただいたメールアドレスに一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を表示した電子メールを送信し、お客さまに当該ワンタイムパスワードをご入力いただく方法により、追加的に本人確認をさせていただくことがあります。この場合、お客さまは、当該ワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、本項第一文に従ってご入力いただいたパスワード等が一致する場合であっても本サービスを利用することができません。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>(電子メール送信のご同意)</p> <p>第7条 お客さまは、第5条第2項でご登録いただいたメールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。</p> <p>(1)(2) (省 略)</p> <p>(3) 第5条第1項に定めるワンタイムパスワードの通知</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p>

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表 続き

新	旧
<p>(5) (現行どおり)</p> <p>(免責事項) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 本サービスのご利用に際し、第5条第1項に定めるパスワード等(ただし、<u>第5条の2</u>に定める場合にあっては、ワンタイムパスワード)の一致を当社が確認して行った取引により生じた損害等</p> <p>(3) <u>第5条の2</u>に定める場合において、電子メール、アプリ等で通知または表示するワンタイムパスワードが直ちに表示されない、もしくはお客さまが直ちに確認できなかったことに起因して、お客さまが適時に本サービスをご利用できなかったことにより生じた損害等</p> <p>(4) 第5条第5項に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等</p> <p>(5)～(14) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) 通信機器、通信回線、<u>アプリ</u>、コンピューター等のシステム障害によって生じた損害等</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>	<p>(4) (省 略)</p> <p>(免責事項) 第23条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 本サービスのご利用に際し、第5条第1項に定めるパスワード等(ただし、<u>同項第二文</u>に定める場合にあっては、パスワード等およびワンタイムパスワード)の一致を当社が確認して行った取引により生じた損害等</p> <p>(3) 第5条第1項<u>第二文</u>に定める場合において、<u>当社が送信した</u>ワンタイムパスワードの表示をお客さまが直ちに確認できなかったことに起因して、お客さまが適時に本サービスをご利用できなかったことにより生じた損害等</p> <p>(4) 第5条第4項に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等</p> <p>(5)～(14) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム障害によって生じた損害等</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2021年7月</p>

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービス(※)に関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUF Gテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。 <u>※スマートフォンサービスを通じた本サービスの提供は、2022年9月の予定です。</u></p> <p>(本サービスの内容) 第2条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社は当社ホームページまたはインターネットトレード等上にてお客さまにその旨を通知します。</p> <p>(本サービスの方法) 第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ(いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。)において、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法)により行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を経過する日までは、専用ページ上で閲覧に供します。</p>	<p>(規定の趣旨) 第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUF Gテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>(本サービスの内容) 第2条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社は当社ホームページまたはインターネットトレード上にてお客さまにその旨を通知します。</p> <p>(本サービスの方法) 第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ(いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。)において、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法)により行います。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を経過する日まで、専用ページ上で閲覧に供します。<u>ただし、当社が必要と認めた場合、5年を超過して閲覧に供することができるものとします。</u></p>

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表 続き

新	旧
<p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出に対し当社が承諾を行う日(以下「当社承諾日」といいます。)は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なります。当社承諾日については、インターネットトレード等に掲載するものとします。</p> <p>(7) 当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよび解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定めるものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等について、当該作成基準日を当社ホームページまたはインターネットトレード等に掲載するものとします。</p> <p>(8) 電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれの電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子交付日を当社ホームページまたはインターネットトレード等に掲載する電子報告書等については、当社が定めるものとします。</p> <p>(本サービスの提供条件)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(1) お客さまは、当社の定める通信機器、通信回線その他の通信形態等によりインターネット等をご利用できること</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット等またはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>	<p>(5) (省 略)</p> <p>(6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出に対し当社が承諾を行う日(以下「当社承諾日」といいます。)は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なります。当社承諾日については、インターネットトレードに掲載するものとします。</p> <p>(7) 当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよび解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定めるものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等について、当該作成基準日を当社ホームページまたはインターネットトレードに掲載するものとします。</p> <p>(8) 電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれの電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子交付日を当社ホームページまたはインターネットトレードに掲載する電子報告書等については、当社が定めるものとします。</p> <p>(本サービスの提供条件)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>(1) お客さまは、当社の定める通信機器、通信回線その他の通信形態等によりインターネットをご利用できること</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>

【「約款・規定集」に新設】

「外国証券取引口座約款」第33条の規定に関する「外国にある第三者への個人データの提供」について

- 当社を通じて外国証券のお取引を行う場合は、「外国証券取引口座約款」第33条の規定により、お客さまの個人データを、必要に応じて外国当局・保管機関等の第三者に提供する場合があります。
- 当社がお客さまの個人データを外国にある第三者へ提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。
- 外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面におきまして、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的にお客さまに不利益が生じるおそれがあります。つきましては、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。
- 候補国は当社ホームページの「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。
- 事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

以上

2022年4月